

第1章 組織

○福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例

〔平成18年5月1日〕
〔条例第3号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定に基づき準用する同法第158条第1項及び第172条第3項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理するための組織及び職員の定数について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 福岡都市圏南部環境事業組合に事務局を置く。

(職員の定数等)

第3条 事務局に勤務する一般職の常勤の職員（臨時的任用の者を除く。次項において「職員」という。）の定数は、17人とする。

2 休職中の職員は、定数外とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月20日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。